

令和5年度採用 鶴見区会計年度任用職員（総務課 選挙事務補助業務）
登録制度募集案内

鶴見区会計年度任用職員（選挙事務補助）は、希望する勤務条件をあらかじめ登録し、令和5年度中に選挙の執行が決定された場合に、登録者の中から面接等による選考を行い、任用を決定します。

登録を希望される方は、次の事項をご確認のうえ、登録書類を鶴見区役所総務課統計選挙係にご提出いただくか、申請フォームからご登録ください。

1 職務内容

選挙業務全般に関する事務補助

（投開票物品等の準備・仕分け、説明会の受付・会場設営補助、不在者投票事務補助等）

2 身分

地方公務員法 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

3 応募資格

(1) 地方公務員法で定める公務員としての自覚を持ち、任用期間中、選挙運動または政治活動に関与しない方

※地方公務員法・公職選挙法・政治資金規正法において、政治的行為等が制限されます。

※各法律の条文については、別紙をご確認ください。

| | | |
|---------|---|--|
| 地方公務員法 | 第 36 条 | 第 1 項（政治的団体への関与） 第 2 項（政治的目的を有する政治的行為） 第 3 項（政治的行為の要求） |
| 公職選挙法 | 第 89 条・第 90 条（立候補制限） 第 136 条（特定公務員の選挙運動） 第 136 条の 2（地位利用による選挙運動等） 第 239 条の 2（地盤培養行為） ※国民一般が服する規制（第 129 条（事前運動）、第 138 条（個別訪問）、第 138 条の 2（署名運動）等） | |
| 政治資金規正法 | 第 22 条の 9 | 第 1 項（政治活動に関する寄附等への関与） 第 2 項（禁止行為の要求） |

(2) 選挙に関する業務に興味がある方、又は経験がある方

(3) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事項に該当しない方

※欠格事由

地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

4 勤務条件等

(1) 任用期間・勤務日

投票日の約 1 か月前から投票日後 10 日までの土・日曜日を含む週 5 日以内

※勤務日については後日決定します。

(2) 勤務時間

① 9 時 00 分～17 時 00 分（休憩時間 1 時間）

② 11 時 00 分～19 時 00 分（休憩時間 1 時間）

③ 20 時 00 分～22 時 00 分

(3) 勤務場所

鶴見区役所総務課統計選挙係

(4) 給与

① 日額 7,616 円

② 日額 7,616 円

③ 日額 2,176 円

※このほか、通勤費用が支給されます。

※最低賃金が改定された場合、日額が変更になる可能性があります。

(5) その他

・勤務日数に応じて雇用保険に加入する場合があります。

・その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 登録の申込・選考の流れ

- (1) 登録書類に必要事項を記入のうえ、次の申込先に持参又は郵送でご提出いただくか、申請フォームからご登録いただきます。

【申込先】

〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1

鶴見区役所総務課統計選挙係 5階4番窓口

【電子申請フォーム】

このファイルをダウンロードいただいたページ下部までお進みいただき、

『次へ進む』をクリックして申請手続きを進めてください。

- (2) 申込先で登録手続きを行います。(任用希望登録の有効期間は、令和6年3月31日までです。)
- (3) 選挙の執行が決まり次第、登録者の中から条件のあてはまる方へ個別に面接選考の実施についてお知らせします。
- (4) 「会計年度任用職員申込書兼履歴書」を郵送でご提出いただき、面接を実施します。
- (5) 面接選考後、選考の結果をご連絡します。
- (6) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

6 注意事項

- (1) 登録は、任用を保証するものではありません。登録いただいても、希望する勤務条件に合致しない場合は、面接選考の実施についての連絡は行いません。
- (2) 令和5年度中に横浜市鶴見区で選挙の執行が決定されなかった場合は、当該名簿登録は無効となります。
- (3) 令和5年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

7 個人情報の取扱い

提出された電子文書、書類、及びそれに記載された個人情報は、令和5年度採用鶴見区会計年度任用職員（選挙事務補助）の登録及び選考の目的のみに使用し、行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに破棄します。

ただし、任用された方の個人情報については、任用期間中の雇用管理を目的として使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに破棄します。

8 申込・問合せ先

鶴見区役所総務課統計選挙係

(〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所 5階4番窓口)

TEL 045-510-1660

FAX 045-510-1889